

第 3 章 審 査

第 1 節 労働組合の資格審査

1 概 況

最近 5 か年における労働組合法第 5 条の規定による労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

平成 28 年は、前年からの繰越しが 1 件、新規申請が 15 件となっている。

申請理由は、前年からの繰越しが不当労働行為救済申立てに関する事項、新規申請が全て委員候補者推薦に関する事項であった。

終結状況は、全て適合の決定をした。

(3 - 1 表) 労働組合資格審査の取扱状況

年 次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
24	—	13	1	—	14	14	—	13	1	—	—	14	—
25	—	—	1	1	2	2	—	2	—	—	—	2	—
26	—	14	1	1	16	16	—	15	—	—	—	15	1
27	1	—	1	2	3	4	—	1	1	—	1	3	1
28	1	15	—	—	15	16	—	16	—	—	—	16	—

2 労働組合資格審査申請の概要

平成28年に係属した労働組合資格審査申請の概要は、3-2表のとおりである。

(3-2表) 労働組合資格審査一覧表(係属件数16件)

事 件 番 号	申 請 組 合 名	組 合 員 数	加 入 上 部 団 体	申 理 請 由	申 請 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	結 果
27- 2	X労働組合	7	フード連合	不当労働行為	H27. 9. 1	H28. 2. 23	適合
28- 1	岩手県交通労働組 合	528	日本私鉄労働組 合総連合会	委員候補者 推薦	H28. 7. 6	H28. 7. 25	適合
28- 2	全日通労働組合岩 手支部	300	運輸労連	〃	H28. 7. 6	H28. 7. 25	適合
28- 3	東北電力労働組合 盛岡支部	164	岩手県東北電力 総連	〃	H28. 7. 6	H28. 7. 25	適合
28- 4	ユアテックユニオ ン盛岡分会	41	岩手県東北電力 関連産業労働組 合総連合会	〃	H28. 7. 6	H28. 7. 25	適合
28- 5	イオンスーパーセ ンター労働組合	2,914	イオングループ 労働組合連合会	〃	H28. 7. 6	H28. 7. 25	適合
28- 6	東京製綱労働組合 北上支部	308	JAM	〃	H28. 7. 6	H28. 7. 25	適合
28- 7	NEC ネットワー クプロダクツ労働 組合一関地区本部	315	電機連合	〃	H28. 7. 6	H28. 7. 25	適合
28- 8	N T T労働組合東 北総支部岩手分会	752	情報産業労働組 合連合会	〃	H28. 7. 6	H28. 7. 25	適合
28- 9	全自交岩手地方本 部盛岡支部つばめ 分会	5	全国自動車交通 労働組合連合会	〃	H28. 7. 7	H28. 7. 25	適合
28- 10	川徳労働組合	391	連合	〃	H28. 7. 11	H28. 7. 25	適合
28- 11	岩手県社会福祉労 働組合	195	全国福祉保育労 働組合	〃	H28. 7. 11	H28. 7. 25	適合
28- 12	岩手県農業協同組 合労働組合	1,042	全国農業協同組 合労働組合連合 会	〃	H28. 7. 11	H28. 7. 25	適合
28- 13	岩手県地域労働組 合	128	いわて労連	〃	H28. 7. 11	H28. 7. 25	適合
28- 14	岩手医科大学教職 員組合	1,830	岩手県医療労働 組合連合会 盛岡地域労働組 合連合会	〃	H28. 7. 11	H28. 7. 25	適合
28- 15	盛岡南病院労働組 合	39	岩手県医療労働 組合連合会	〃	H28. 7. 11	H28. 7. 25	適合

第2節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定・告示について、平成28年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

最近5か年における労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による不当労働行為事件の取扱状況は、3-3表のとおりである。

平成28年は、前年からの繰越しが1件、新規申立てが3件の計4件となっている。

前年から繰越した事件は、審査を2件に分離し、それぞれ全部救済命令と一部救済命令を発出により終結し、新規申立てのあった3件の事件は却下決定により終結した。

(3-3表) 不当労働行為事件の取扱状況

年次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定				計	
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却	却 下		
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
24	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
25	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
26	1	1	2	-	-	-	1	-	-	-	1	1
27	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	1	1
28	1	3	4	-	-	-	(1)	1 (1)	-	3	4	-

注) 括弧内の数字は、審査を分離し、分離命令を発出した件数である。

2 審査の目標期間の達成状況

(1) 審査の目標期間

労働組合法第27条の18及び労働委員会規則第50条の2の規定により、労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査期間の目標を定めるとともに、毎年少なくとも1回、ホームページ等により、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされ、当委員会では次のように目標期間を定めている。

審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）

- ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
- ・ 通常事件：1年

（注） 団交拒否事件とは、申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件とは、団交拒否事件以外の事件を指す。

審査期間とは、申立てから終結までに要した日数であり、その目標期間は、個々の事件ごとに定めるものではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数である。

(2) 達成状況

平成28年における審査の目標期間の達成状況は次のとおりである。

また、審査の実施状況等は、3-4表から3-6表のとおりである。

- ・ 団交拒否事件
平成28年に終結した事件に係る審査期間は179日であり、目標期間を達成した。
- ・ 通常事件
平成28年に終結した事件に係る審査期間は213日であり、目標期間を達成した。

(3-4表) 審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	1件	—	4件	—	4件
イ 審査期間	179日	—	213日	—	
ウ 調査の回数	0回	—	2回	—	2回
エ 審問の回数	1回	—	3回	—	4回
オ 尋問を行った証人 及び当事者の人数	2人	—	5人	—	7人

（注） 係属した事件のうち1件について、労働委員会規則第41条第1項の規定により、団交拒否事件と通常事件の審査を分離したことから、それぞれの事件に1件ずつカウントしたが、「計」の欄では同一の事件として1件としてカウントした。

(3-5表) 平成28年に係属した不当労働行為事件の概要

ア 団交拒否事件

事件番号	申立年月日	処理日数	調査回数	審問回数	証人数等	終結状況
	終結年月日					
平成27年(不) 第1号の1	H27.9.1	179日	0回 (3回)	1回 (2回)	2人 (2人)	全部救済
	H28.2.26					

注1) 「証人数等」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

注2) 括弧内の数字は、前年に実施したものを含む回数である。

イ 通常事件

申立年月日 終結年月日	申立年月日	処理日数	調査回数	審問回数	証人数等	終結状況
	終結年月日					
平成27年(不) 第1号の2	H27.9.1	396日	2回 (5回)	3回	5人	一部救済
	H28.9.30					
平成28年(不) 第1号	H28.6.23	169日	-	-	-	却下
	H28.12.8					
平成28年(不) 第2号	H28.7.19	143日	-	-	-	却下
	H28.12.8					
平成28年(不) 第3号	H28.7.19	143日	-	-	-	却下
	H28.12.8					

注1) 「証人数等」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

注2) 括弧内の数字は、前年に実施したものを含む回数である。

(3-6表) 過去5年間における審査の実施状況

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
24	団交拒否	-	-	-	-	-	-
	通常	1件	1件	101日	4回	0回	0人
25	団交拒否	1件	0件	-	2回	2回	1人
	通常	-	-	-	-	-	-
26	団交拒否	1件	1件	241日	0回	0回	0人
	通常	1件	0件	-	6回	-	-
27	団交拒否	1件	-	-	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人
28	団交拒否	1件	1件	179日	0回	1回	2人
	通常	4件	4件	213日	2回	3回	5人

注) 平成27年に申立てがあり、平成28年に終結した事件(1件)について、平成27年に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、その取扱いは下記のとおり。

(1) 平成27年

ア 「係属事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウントしている。

イ 「調査回数」

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウントしている。

(2) 平成28年

「係属事件数」及び「終結事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウントしている。

3 新規申立ての状況

(1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

最近5か年における不当労働行為事件の新規申立件数は7件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は、3-7表のとおりである。

(3-7表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別									
		組合	個人	組合個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
24	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
25	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
26	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
27	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
28	3	-	3	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入)
4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-8表のとおりである。

(3-8表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数					
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明
24	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
25	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
26	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
27	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
28	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-

4 係属事件の概要

平成28年に係属した不当労働行為事件の概要は、3-9表のとおりである。

(3-9表) 不当労働行為事件一覧表 (係属事件4件)

事件番号 (通算)	申立人	被申立人	申立 年月日	分離後の 事件番号	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査 回数	終 結 年月日	終結 状況	担当委員	
							審問 回数			審査 委員	参与 委員
27(不)1 (209)	X 労働組合	Y 株式会社	27. 9. 1 27. 9.17 (追加)	27(不) 1の1	2	団交応諾	3	28. 2. 26	全部 救済	小野寺 岡 田	(労)鈴木 (使)花上
							2				
				27(不) 1の2	1	和解協定の履行 原職復帰 バックペイ 不利益取扱い禁止 組合員の隔離禁止 雇用関係終了通知 の取消	5	28. 9. 30	一部 救済		
						3					

事件 番号 (通算)	申立人	被申立人	申立 年月日	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査 回数	終 結 年月日	終結 状況	担当委員	
						審問 回数			審査 委員	参与 委員
28(不) 1 (210)	X	Y	28. 6. 23	1・3	不利益取扱い禁止 ポストノーティス	—	28. 12. 8	却下	—	—
						—				

事件 番号 (通算)	申立人	被申立人	申立 年月日	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査 回数	終 結 年月日	終結 状況	担当委員	
						審問 回数			審査 委員	参与 委員
28(不) 2 (211)	X	Y	28. 7. 19	1・3	不利益取扱い禁止 ポストノーティス	—	28. 12. 8	却下	—	—
						—				

事件 番号 (通算)	申立人	被申立人	申立 年月日	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査 回数	終 結 年月日	終結 状況	担当委員	
						審問 回数			審査 委員	参与 委員
28(不) 3 (212)	X	Y	28. 7. 19	4	労働委員会事務 への介入の排除 ポストノーティス	—	28. 12. 8	却下	—	—
						—				

5 審査記録

(1) 平成27年(不)第1号事件 第209号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X労働組合 代表者 執行委員長 A 1	Y株式会社 代表者 代表取締役社長 B 1
<p>本事件は、下記のとおり、団体交渉に係る部分(下記ア)と不利益取扱いに係る部分(下記イ)の審査を分離した。</p>		

ア 平成27年(不)第1号の1事件

<p>請求する救済内容の要旨 被申立人は、組合からの団体交渉申入れを拒否せず、誠実に対応すること。</p>
<p>申立ての概要 平成27年6月4日に組合が申し入れた団体交渉を拒否するなどの社長の対応は、団体交渉拒否である。(労組法第7条第2号該当)</p>
<p>審査経過</p> <p>平成27年</p> <p>9月1日 申立、審査開始決定 9月17日 申立ての追加 10月2日 答弁書提出 10月6日 第1回調査 [争点整理] 11月10日 第2回調査 [争点整理]、審査分離、事件解決のための勧告 12月10日 第3回調査 [審査計画] 第1回審問 [職権 審査委員長による尋問] 事件解決のための勧告</p> <p>平成28年</p> <p>1月26日 第2回審問 [最後陳述、結審] 2月23日 合議 2月26日 命令書写し交付 [全部救済命令]</p> <p>本件の証人等の総数は2名、所要日数は179日であった。</p>

イ 平成27年(不)第1号の2事件

請求する救済内容の要旨

- 1 被申立人は、平成27年5月28日労働委員会で締結した岩労委平成26年(不)第1号事件の和解協定書のうち、第3項、第4項、第5項(1)、第6項(1)、第7項(1)、第9項(2)、第10項、第11項を直ちに履行すること。
- 2 被申立人は、副委員長A2、書記長A3、組合員A4及びA5に対する平成27年6月15日付けの復職辞令で新たに命令した業務を取消し、直ちに元の担当業務、元の担当エリア、元の机に戻し復帰させること。
また、今後組合員に対する報復を目的とした業務命令、合理的理由のない業務命令は止めること。
- 3 被申立人は、再度、組合と雇用延長について協議し、雇用延長に関する規程を作成すること。
- 4 被申立人は、和解協定書で実施を決めた労使事前協議会(仮称)開催に向けた協議及び労使事前協議会を開催すること。
- 5 被申立人は、平成26年8月1日から平成27年5月31日までの期間、前副委員長のA6に合理的理由なく週3日の勤務を命じたことによる収入減少に対し、この期間の欠勤控除合計額564,494円を支払うこと。
また、今後組合員に対する雇用延長での差別を止めること。
- 6 被申立人は、A6に対する平成27年8月1日以降の雇用延長での差別(就労時間、雇用期間、賃金、業務内容)や不利益取扱いを止める(非組合員の雇用延長者等と同等の待遇をする)こと。
- 7 被申立人は、A2、A3、A4及びA5に対する排除行為若しくは隔離行為を直ちに止め、配転前の机を使用させること。
また、今後組合員に対する排除行為や隔離行為の嫌がらせは止めること。
- 8 被申立人は、平成27年9月5日にA6に送付した雇用関係終了通知書を取り消すこと。また、同年8月1日から復職するまでの間の給与補償として、更新前の基本給と手当を支給すること。

申立ての概要

- 1 和解協定の不履行
平成27年5月28日に締結したA2、A3、A4及びA5の復職等に関する和解協定を社長が遵守せず不当労働行為を継続していることは、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)
- 2 業務命令による不当労働行為の継続
業務命令によりA2、A3、A4及びA5を焼酎の詰め作業等に従事させたことは、和解協定の不履行であり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)
- 3 排除・隔離行為
平成27年6月15日、和解協定によって復職した組合員A2、A3、A4及びA5について以前使用していた机を使用させず、机を2階の別部屋に配置したことは、排除行為及び隔離行為であり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

- 4 組合員 A 6 の就業制限（平成26年分）
平成26年 8 月 1 日から平成27年 5 月31日までの組合員 A 6 に対する就業制限（週 3 日就業）は、非組合員との差別が明らかであり、組合員に対する不利益取扱いである。（労組法第 7 条第 1 号該当）
- 5 組合員 A 6 の就業制限（平成27年分）
平成27年 7 月31日に組合員 A 6 に対する雇用条件を提示する等の社長の行為は、非組合員との差別であり、組合員に対する不利益取扱いである。（労組法第 7 条第 1 号該当）
- 6 組合員 A 6 に対する雇用関係終了通知書
会社が組合員 A 6 に送付した雇用関係終了通知書は、組合員に対する不利益取扱いである。（労組法第 7 条第 1 号該当）

審査経過

平成27年

- 9 月 1 日 申立、審査開始決定
9 月17日 申立ての追加
10月 2 日 答弁書提出
10月 6 日 第 1 回調査 [争点整理]
11月10日 第 2 回調査 [争点整理]、審査分離、事件解決のための勧告
12月10日 第 3 回調査 [争点整理]、事件解決のための勧告

平成28年

- 1 月26日 第 4 回調査 [争点整理]、事件解決のための勧告
2 月12日 第 5 回調査 [争点整理等]
第 1 回審問 [証人尋問]
3 月28日 第 2 回審問 [証人尋問、当事者尋問]
4 月18日 第 3 回審問 [証人尋問、当事者尋問]
5 月 9 日 最後陳述書提出
5 月17日 結審
9 月27日 合議
9 月30日 命令書写し交付 [一部救済命令]

本件の証人等の総数は 5 名、所要日数は396日であった。

(2) 平成28年(不)第1号事件 第210号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X	Y 代表者 B
請求する救済内容の要旨 被申立人は、臨時的任用職員のうち、単純労務職員に該当する者は、単純労務職員として取り扱い、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示の申出を行い、命令書受領後60日以内に、幅90センチメートル、長さ1メートル80センチメートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法の道路(複数ある場合は各道路から)から見やすい場所に終日、10日間、不当労働行為認定の内容と今後その行為を繰り返さないよう留意する内容を掲示すること。		
申立ての概要 本件は、被申立人が、臨時的任用職員のうち単純労務職員に該当する者であっても単純労務職員として取り扱っていないため、岩手県内の日雇労働者、短期間の契約期間で労働する労働者は、労働組合への加入、結成を制限されていることが不当労働行為に当たる。		
審査経過 平成28年 6月23日 申立書提出 審査開始決定 11月15日 補正勧告書の通知 11月24日 申立人から補正書を受理 11月29日 合議 12月8日 却下決定書写し交付 本件の所要日数は169日であった。		

(3) 平成28年(不)第2号事件 第211号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X	Y 代表者 B
請求する救済内容の要旨 被申立人は、臨時的任用職員のうち、単純労務職員に該当する者は、単純労務職員として取り扱い、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示の申出を行い、命令書受領後60日以内に、幅90センチメートル、長さ1メートル80センチメートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法の道路(複数ある場合は各道路から)から見やすい場所に終日、10日間、不当労働行為認定の内容と今後その行為を繰り返さないよう留意する内容を掲示すること。		
申立ての概要 本件は、被申立人が、臨時的任用職員のうち、単純労務職員に該当する者であっても単純労務職員として取り扱っていないため、岩手県内の日雇労働者、短期間の契約期間で労働する労働者は、労働組合への加入、結成を制限されていることが不当労働行為に当たるとして、平成28年7月19日に大阪府労働委員会に申立てがあり、同年8月1日に当委員会に移送された事案である。		
審査経過 平成28年 7月19日 大阪府労働委員会に申立書提出 審査開始決定 8月1日 岩手県労働委員会に移送、到達 11月15日 補正勧告書の通知 11月24日 申立人から補正書を受理 11月29日 合議 12月8日 却下決定書写し交付 本件の所要日数は143日であった。		

(4) 平成28年(不)第3号事件 第212号(通算)

当事者	申立人	被申立人
	X	Y 代表者 B
請求する救済内容の要旨 1 被申立人は、労働組合法並びに労働関係調整法その他、都道府県労働委員会の権限に属するものについて、その委員会と各労働者又は労働組合若しくは労働関係の当事者その他都道府県労働委員会の権限の行使について、故意、不作為を問わず妨害し、その結果を生じないようにしなければならないこと。 2 命令書受領後60日以内に、幅90センチメートル、長さ1メートル80センチメートルの白地に、明瞭に墨書若しくは黒文字で印字して、被申立人の事務所の道路法の道路(複数ある場合は各道路から)から見やすい場所に終日、10日間、不当労働行為認定の内容と今後その行為を繰り返さないよう留意する内容を掲示すること。		
申立ての概要 本件は、被申立人が、岩手県労働委員会の事務に介入して、申立人の不当労働行為救済申立てを受理させなかったことが不当労働行為に当たるとして、平成28年7月19日に大阪府労働委員会に申立てがあり、同年8月1日に当委員会に移送された事案である。		
審査経過 平成28年 7月19日 大阪府労働委員会に申立書提出 審査開始決定 8月1日 岩手県労働委員会に移送、到達 11月15日 補正勧告書の通知 11月24日 申立人から補正書を受理 11月29日 合議 12月8日 却下決定書写し交付 本件の所要日数は143日であった。		

第4節 再審査事件

1 概 況

当事者が、労働委員会の発した命令に不服のある場合、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、救済命令等の交付を受けたときは、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

最近5か年における当委員会を初審とする再審査事件の係属状況は、3-10表のとおりである。

(3-10表) 再審査事件の係属件数

年次	係属件数			終 結 件 数								次年繰越し件数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 (初 審 維 持)	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
24	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4

2 係属事件の概要

平成 28 年に中央労働委員会に係属した再審査事件の概要は、3-12 表のとおりである。

3-12 表 再審査事件一覧表（係属件数 4 件）

岩 手 県 労 働 委 員 会							中 央 労 働 委 員 会		
事件番号	申立人	被申立人	申 立 年 月 日	労 組 法 第 7 条 該 当 号	請 求 する 救 済 内 容	終 結 状 況	事件番号	再 審 査 申 立 年 月 日	終 結 状 況
27 (不) 1 の 2	X労働組合 代表者 執行委 員長 A 1	Y株式会社 代表者 代表取 締役社長 B 1	27. 9. 1	1	不利益取扱 いの撤回等	28. 9. 30 一部救済	28(不再)57号	28.10.13 (使)	係属中
28 (不) 1	X	Y 代表者 B	28. 6. 23	1・3	不利益取扱 いの撤回等	28.12.8 却 下	28(不再)71号	28.12.15 (労)	係属中
28 (不) 2	X	Y 代表者 B	28. 7. 19	1・3	不利益取扱 いの撤回等	28.12.8 却 下	28(不再)72号	28.12.15 (労)	係属中
28 (不) 3	X	Y 代表者 B	28. 7. 19	4	労働委員会 事務への介 入の排除等	28.12.8 却 下	28(不再)73号	28.12.15 (労)	係属中

第5節 行政訴訟事件

1 概 況

当事者が、労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、係属している当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。